

★出席停止対象感染症の場合、この用紙が提出されて出席停止となります
ホームページでダウンロードできます。

令和 年 月 日

保護者 様

群馬県立前橋清陵高等学校

校長 田嶋 正幸

学校で予防すべき学校感染症の出席停止について

お子様は、学校保健安全法施行規則により定められている学校感染症に罹患されていると思われますので、出席停止を指示します。つきましては、病気が治って登校する際に、以下の治癒証明書を学校に提出してください。（なお、治癒証明書には文書料がかかりますことがあります。ご注意ください）

【学校において予防すべき感染症】

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱（プール熱） 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後 5 日を経過、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児にあっては 3 日） 特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで 解熱後 3 日を経過するまで 耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 症状により感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症等・手足口病・伝染性紅斑） ★その他の感染症は群馬県では定めていません。	病状により学校医その他の医師により、感染の恐れがないと認められたとき

主治医 様

誠に恐れ入りますが、出席可能になりましたら以下の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

き り と り
治 癒 証 明 書

群馬県立前橋清陵高等学校長 様

年 組 氏名

病 名 『

』

上記のものは 月 日より 月 日まで出席停止となっていました。他に感染の恐れがなくなったので、出席してよいと考えます。（備考

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印